

平成24年度

事業計画

公益社団法人 日本産婦人科医会

－ 平成24年3月 －

公益社団法人日本産婦人科医会

平成 24 年度事業計画

I. 総務部	
A. 庶務部会	1
B. 広報部会	4
C. 渉外部会（情報システム含）	6
D. 法制・倫理部会	8
E. 経理部会	9
II. 学術部	
A. 先天異常部会	10
B. 研修部会	12
III. 医療部	
A. 医療安全部会	14
B. 勤務医部会	16
C. 医療政策部会	18
D. 医療経営部会	20
E. 医療保険部会	22
IV. 事業支援部	
A. 女性保健部会	24
B. がん部会	27
C. 母子保健部会	29
V. 献金担当連絡室	31

平成24年度事業計画

[○印は新規事業又は改変事業]

I. 総務部

A. 庶務部会

1. 総会・理事会等各種会議の開催

(これら各種会議は定款の取り決めに従って開催することとする。

尚、夫々において通信会議で対応可能な場合は積極的に取り入れる予定。)

(1) 総会

総会を6月と3月に開催する。

(2) 理事会

理事会を4回開催する。

(3) 常務理事会

常務理事会を11回開催する。

(4) 幹事会

幹事会を11回開催する。

尚、幹事会は各部門間の連絡調整そして常務理事会その他の会議の準備と事後処理等を行う。

(5) 地域代表全国会議 (旧支部長会)

地域代表全国会議は医会事業の説明及び事業推進の協力依頼のため開催する。また医会が抱える問題点等を解説し全国一つの共通認識を醸成する目的もある。

尚、各県の総務担当者の同席も可とするが、その場合の諸経費は各地域負担とする。

○ (6) 運営打合会

運営打合会とは、医会を取り巻く諸問題等に対する「医会の基本的姿勢」の原案等を会長及び副会長と担当常務理事等の少人数で検討する会議をいう。開催は7回予定しているが、必要に応じ増減する。

2. 日本産婦人科医会学術集会の実施支援

(1) 第39回日本産婦人科医会学術集会の開催地並びに開催担当ブロックに対する支援を行う。

学術集会は、毎年1回開催することとし、学術集会が円滑に開催されるよう開催地に対する所要の支援を行う。

尚、開催方法は、6ブロック (①近畿、②北海道・東北、③中国・四国、④東海・北陸、⑤九州、⑥関東) の持ち回りとし、ブロック主催での開催とする。

平成24年度 (第39回) 開催担当ブロック：近畿ブロック

開催日程：平成24年10月6日 (土) ~7日 (日)

開催場所：大阪府大阪市

担当県：奈良県

3. 組織強化等の推進

(1) 組織の強化等

1) 組織強化

各都道府県産婦人科医会との連絡を密にし、医会の結束度を向上させる。そして毎年、会員の現況の把握に努めて組織強化策の参考とする。

2) 会員倫理及び産婦人科医療の質向上の推進

産婦人科医療に対する国民の信頼をより強固なものとするため、更なる会員倫理の向上と医療内容の質向上を、各事業部の協力を得て図る。

3) 新規会員の加入促進の強化

未加入産婦人科医師に対して入会勧誘促進を図る。なお、方法は渉外部会等と協議する。

4) 新入会員に対する通知

入会の可否は理事会での協議事項であるが、そこで許可された新入会員に対しては、会長名をもって入会許可の通知をする。

5) 新入会員に対する関係出版物の送付と今後の対応検討

新入会員に対しては、「会員必携」のほか、医療保険必携、研修ノート等の出版物等を時節を考慮して送付する。なお、PDF等電子的に保存された資料等での配布も検討する。

(2) 各都道府県産婦人科医会との連携

1) 月例連絡・月例報告の充実

各都道府県産婦人科医会との緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告の充実を図る。

月例連絡は、毎月1日に医会から各都道府県産婦人科医会に対し、電子メール等をもって行う。

月例報告は、毎月15日までに、前月分の各都道府県産婦人科医会の活動状況等の報告を受ける。

2) 協議会、研修会等への支援

各都道府県産婦人科医会等が開催する協議会、研修会等の開催に関し、その運営を可能な限り支援する。

- 3) 日本産婦人科医会が行う、「妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業」の推進のため、各都道府県産婦人科医会（旧支部）の活動を支援する。

(3) 関係諸団体との協調

1) 日本医師会

日本医師会との協調・連携を密にし、特に母子保健関連事項の対処に万全を期する。また、各都道府県産婦人科医会における研修会等に際しては、必要に応じて当該都道府県医師会にも後援を要請する。

そして、日本医師会・厚生労働省主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」、日本医師会主催「母子保健講習会」の運営に協力する。

2) 日本産科婦人科学会

日本産科婦人科学会とは、学会・医会ワーキンググループ会議を開催し、両会に関連する諸問題について意見交換を行う。なお、必要に応じ、会長、副会長等の参加を求めた拡大ワーキンググループ会議を開催する。

また、日本産科婦人科学会専門医制度・公開講座・女性の健康週間・産婦

人科サマースクール等の活動を共催及び参画する。

3) 全国産婦人科教授との懇談会

医会の活動について大学教授の理解を得るとともに、在局者及び新入局者等の医会への入会促進の支援を得るため、全国医育機関の産婦人科教授との懇談会を日本産科婦人科学会総会・学術講演会時に開催する。

4) 家族計画関係団体

日本家族計画協会、家族計画国際協力財団等と連携し、家族計画活動の推進に努める。

5) 母子保健関係団体

母子保健推進会議、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本看護協会、日本助産師会等関係諸団体との協調を図り、我が国の母子保健の向上に努める。

(4) 関係省庁等への対応

医会事業の円滑化を図るため、厚生労働省等関係省庁等と緊密な連携を図る。

4. 出版統計関連

医会事業の効率化・能率化等を図ることを目的とし、各部が実施した発行出版物やアンケート調査等のリストを作成する。出版物の規格等の在り方や電子化・電子図書化についても検討を行い、ペーパーレス化と同時に可視化向上に向け準備を進める。

B. 広報部会

我が国を取り巻く諸情勢は、前回のこの欄を書いた2年前と殆ど変わらず、国力という観点から見れば、日本は間違いなく衰退・衰弱の一途をたどっている。国民ひいては患者サイドの意識も否応なくこの影響下に置かれ、医会の運営指針、したがって事業計画も国の情勢と無関係にはあり得ない。

産科医療補償制度、産婦人科ガイドライン、出産育児一時金、いわゆる特定看護師、現物給付か現金給付か、等に関連する従来からの懸案事項に加えて、直近ではTPPと国民皆保険、と言うよりむしろ我々産婦人科医にとってより関係の深いTPPと混合診療と言う大きな問題が浮上してきている。昨年、最高裁が出した混合診療の原則禁止を再確認した判例が、この問題の困難さをいっそう助長していると言える。

最近、色々取り沙汰されているが、産婦人科医が真の意味で窮地を脱し得たのか否か、今なお定かではない。

広報部会としては、以上のことを常に念頭に置いて、会員諸氏に、産婦人科関連の重要な諸事項を、透明性の確保と説明責任に留意しつつ、極力タイムリーかつ正確に伝達していきたい。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

1. 日産婦医会報の発行

毎月1回発行(8、9月は合併号)し、全会員並びに関係各方面に送付する。

(1) 編集方針

- 1) 医会の方針をはじめ、各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
- 2) 産婦人科に関係する情報を分析、評価、選別し、会員に役立つ情報を極力タイムリーに伝える。
- 3) 常に時代に即した誌面の刷新を図る。各世代にわたって読みやすい情報誌であるよう努める。
- 4) 各都道府県産婦人科医会の広報担当者や会員に投稿を求め、幅広く全国会員の声を反映するよう努める。
- 5) ファイルを作成する。
- 6) 12月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。
- 7) デジタル化保存する。

(2) 内容

- 1) 会長見解、医会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解他
- 2) 産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する医会見解
- 3) 医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説
- 4) 医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」(医療安全部会に依頼)
- 5) 医業経営上の諸問題「医療と医業」(医療経営部会に依頼)
- 6) 生涯研修に有用な学術記事を研修委員会と協力して掲載「学術」
- 7) 医療保険運用の解説「社保の頁」等(医療保険部会に依頼)
- 8) 各都道府県産婦人科医会の活動状況の紹介「新しい都道府県の代表登場」
- 9) 学術雑誌、新刊の紹介「学海メモ」「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」
- 10) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」

- 11) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」
 - 12) 随筆・意見「コーヒーブレイク」(広報委員担当)
 - 13) 会員が知っていてよい新聞記事の要約「新聞切抜帳」(広報委員担当)
 - 14) 産婦人科医師の留学体験記「留学だより」
 - 15) 新入会員の氏名及び所属する都道府県を掲載
- (3) 特記事項
- 1) 必要に応じて日産婦医会報頁数を4頁単位で増減、表紙頁が4色の特別号を発行(通常号は2色)、写真を多く掲載。
 - 2) 日本産婦人科医会学術集会特集号は担当地域と相談の上発行。
 - 3) 早急に会員へ伝達すべきときは、号外を差し込み頁の形で発行。
 - 4) 1面にその時々の特ピックをもってくるなど、誌面構成にインパクトをつける。
 - 5) 情報システム部門との連携を図り、電子メディア(インターネット)との交流を図る。医会ホームページ掲載の重要記事の題目を日産婦医会報で紹介する。
 - 6) 対外広報部門との連携のあり方を検討する。例えば、産婦人科医療並びに医会に対する社会の正しい認識を構築すべく、関係団体、産婦人科以外の医師、厚生労働省をはじめとする行政関係者、報道機関関係者等を招いた意見交換会開催など。
 - 7) 産婦人科関連団体、特に日本産科婦人科学会関連情報については、医会会員にとっても重要であるものを掲載し、周知徹底を図る。
 - 8) 日産婦医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。
- 9) 役員名簿を作成する。
- 10) 2年に一度合本を作成する。
- 11) 時々の特ピックについて、随時会員から「原稿募集」し、「特集」欄の形で掲載する。

2. 委員会

広報委員会を存置する。

C. 渉外部会（情報システム含）

【渉外】

1. 対外広報の重点テーマ

以下の4点を重点テーマとして対外広報活動を行う。

（1）産婦人科医療に対する社会的認知度の向上

これまで産科、特に周産期医療を中心に活動を展開してきたが、今後は婦人科関係の医療に関してもマスコミと意見交換し、産婦人科全体の医療に関して一般に周知していく。

（2）開業医の抱える問題点の周知

質の高い医療を提供していくためには、開業医の存在は必要不可欠である。医療機関の存続には、自己の研鑽だけでなく、様々な医療機器の購入、コ・メディカル育成と確保も必要な条件となる。そのための経済的な安定性も確保しなければならず、このような問題点を十分に理解してもらうコンテンツとして活動していく。

（3）勤務医の待遇改善

勤務医の待遇は徐々にではあるが改善の兆しがみられる方向性が出てきた。しかし、まだ十分とはいえない。今後さらに男性・女性勤務医の待遇について別々に扱い、それぞれの待遇改善、臨時雇用や連続勤務等の問題について継続的に広報活動を展開していく。

（4）医療安全に対する医会の活動と広報

死因・脳性麻痺の原因究明・再発防止等の在り方、取り組みの路線が確保できるようになってきた。今後はその実情を広報活動していく。

2. 記者懇談会の開催

月に1回記者懇談会を開催する（8月を除く）。テーマは、年間計画を立てるが、周産期医療をめぐる時事問題には臨機応変に対応する。記者懇談会での発表担当者はなるべく若い人材を登用していく。また、記者懇談会参加者に対しアンケート調査を行い、記者懇談会の質の向上に努める。

3. 女性の健康週間への参画

主唱団体（厚生労働省、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会）として、3月1日から8日までの「女性の健康週間」の運営に取り組む。

4. 医会ホームページの内容充実

会員限定のコミュニティを用意することを検討する。また、一般の国民に向けてQ&Aなど役立つ情報を提供していく。

5. 産婦人科施設情報データベースの管理

各都道府県産婦人科医会の協力により全国の産婦人科施設情報データベースを構築する。収集したデータを分析し、対外広報活動及び各部会に積極的に利用できるようにする。

6. 医療関係マスメディアとの連携を密にする。

7. 渉外活動の推進

(1) 国内

医療行政の改革等に向けて、日本医師会、日本産科婦人科学会等の関連団体と協調し、国会議員、関係省庁、地方行政等に対し積極的に渉外活動を行う。

(2) 国外

周産期医療では先進的な数字をあげている日本として、国際協力の観点から国外諸団体との交流を図る。国際母性新生児保健連合（IAMANEH）、国際母子保健財団（IFFH）、ジョイセフ（JOICFP）等との協力を図る。また、産科医療補償制度についてその仕組み、運用、加入率等を外国学会・雑誌等に発表することを検討する。

【情報システム】

医会会員に有益な医療情報を検討し情報提供することは、ひいては国民の健康意識向上、安全な医療につながると考える。とくに医療情報の IT 化では、そのデータ数値の保存がクローズアップされているが、情報の共有化という点で職種連携に役立っている事例もあり、各方面との情報交換を通して、その実態を把握し、産婦人科医療の IT 化を考える。

1. 被災地における産婦人科医療の IT 化についての情報交換

とくに東日本大震災の被災地では、復興に際し医療の IT 化が進められている。この現状を把握するとともに、各地の産婦人科医療の IT 化について各方面との情報交換を通して把握し、必要な情報を会員へ広報する。

2. 周産期医療の電子化

データの蓄積という面では、とくに電子版母子健康手帳を遠隔医療の技術等とつなぎ合わせるにより幅広い活用が期待されている。各方面と情報交換を行い、将来を見据えたデータベースとしての生涯健康手帳となるよう電子化の計画を進める。

妊婦や医療従事者への利便性という面では、遠隔での妊婦健康診査や画像診断などの電子化について実証事業を通し、提言を行う。

産婦人科医療の発展につなげるため、国（厚生労働省、IT 戦略本部等）の電子化計画に協力する。

○ 3. 産婦人科医療の IT 化について行政への働きかけ

10 年後、20 年後の産婦人科医療の姿を見据え、その中で今から準備すべき IT 化について、他部と検討を行う。IT 化への準備について、行政からのサポートを得られるよう働きかけを行う。

4. 電子会議の活用

Web 版テレビ会議を各都道府県産婦人科医会、会員で活用できるようにする。

5. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、情報システム委員会を存置する。

D. 法制・倫理部会

1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員指導

母体保護法、母子保健法等の内容、運用上の問題点について、識者の意見を聴取しながら医会の見解を明らかにし、会員への周知を図る。

2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝

母体保護法をはじめ、産婦人科業務に関連する医療法規や労働法規の解釈・運用等について厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。

3. 母体保護法指定医師関連の諸調査

母体保護法指定医師の現況把握のために、必要に応じて調査・分析を行う。

4. 母体保護法に関する啓発活動

日本医師会をはじめ関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、国と協力して母体保護法のより良い改正を目指すとともに、本法に関する国民の理解が深まるよう啓発活動を行う。

○ 5. 会員必携No. 1「指定医師必携」（平成19年版）の改訂に向けた活動

医会の公益法人化（新たな定款や諸規程）や「母体保護法の一部を改正する法律」（法律第75号：平成23年6月24日）施行などの他、日本医師会の「母体保護法指定医師の指定基準モデル」の見直しなどが予想されている状況から、“臨時版”（仮称：改訂が必要な部分の抜粋）の作成も考慮して対応する。

6. 医学的な倫理問題への対応

日本産科婦人科学会及び同学会倫理委員会と密接に連携・協議し、万全なる対応を図る。

また、医会には会員倫理委員会は存置されているが、医療・医業に関連した倫理的問題を扱う医療倫理委員会（仮称）の設置の必要性についても、今後の課題として検討していく。

7. 委員会

医会にかかわる法制問題を検討するため、法制委員会を存置する。

E. 経理部会

1. 会費収入減と事業活動への対応

近年、正会員数は減少を続けており、会費免除会員・会費減免会員を除く正会員数が9000名を下回る可能性がある。また、高齢化に伴う正会員から減免会員への移行や、20～30歳代で顕著である会員男女比率の変化など、正会員数の増加が期待できない状況である。すなわち今は会費減収を想定した対応が必要な時期と考える。

したがって、本部会としては将来の会費減収を予測し、事業の仕分けや事務所費等固定費用の削減など、収入減に即した業務執行の在り方を考慮する時期であることを提言し、結果的に効率的かつ適正な業務執行を図るものである。

当面は上記考え方を各部の事業計画に加味するよう依頼すると同時に事業遂行時にも無駄を省くよう都度要請する。

2. 経理部会の開催

収支予算については、均衡の取れた効率的かつ効果的な収支予算案を作成するため、経理部会を開催し提言を発信する。そして経時的に予算執行状況を検討する。

3. 会計経理業務の管理

「経理規程」を遵守し、各部の多岐にわたる事業執行に支障のないよう適正な会計経理業務を行う。また、経理処理に関しては随時、監事及び公認会計士による指導・監査を実施し、指導を受けることとする。

Ⅱ. 学術部

A. 先天異常部会

先天異常部会の役割は、先天異常に関する情報の学術的検討、及び環境に存在する先天異常発生要因の調査分析にかかわる事業を推進することである。先天異常にかかわる保健福祉の推進のための調査を検討し、母児の支援も合わせた情報発信を行っている。また、サリドマイド薬禍を契機に医会に発足した本邦唯一の先天異常モニタリング事業は、国際先天異常監視研究機構(ICBDSR)

(WHO 関連機構) 加盟機関として母児の健康を護っている。さらに、新生児の先天代謝異常のスクリーニングも、医会の本部会をその濫觴として、こどもたちの健康に貢献している。本年度は、これらの基本的役割に加えて、福島県原発事故やインフルエンザ等の昨今の諸問題に関する情報の分析及び具体的な広報・啓発により一層取り組んでいく。

1. 外表奇形等調査・分析の継続

- (1) 昭和 47 年 (1972) 年より開始した「全国外表奇形等調査」を日母おぎゃ一献金基金からの援助を得て継続している。毎年、我が国の奇形発生状況の把握及び分析を四半期毎に行う。また福島県内の調査施設増数をめざす。
- (2) 例年調査結果を横浜市大モニタリングセンターに「まとめ」を依頼し、当部会と同モニタリングセンターで統計学的、疫学的な分析を加え、「外表奇形等統計調査結果」を作成し、協力機関等に配布している。平成 24 年度においても同様の対応とする。
- (3) 本調査・分析で得られた我が国の外表奇形等の推移、現状や、その問題点、また母子の健康をまもる必要性から先天異常モニタリングの継続の重要性についての広報活動も行うとともに、減少しつつある協力モニタリング施設の維持、増加を図る。

2. 国際先天異常監視研究機構 (ICBDSR)

ICBDSR 日本支部を通じてその事業に協力する。また、ICBDSR の一員として、国際間での先天異常発生状況を相互に情報交換し、リスク因子の情報を迅速に医会を通して会員さらには母子保健にかかわる職種、国民へと広報する役割を果たす。

なお、この事業は日本国としても重要なものであると考えるので関係省庁へ継続的な関与をするよう働きかけを行う。

3. 国際先天異常監視研究機構クリアリングハウス年次会議

本年度はキエフ (ウクライナ) 若しくはローマ (未決定) で開催予定の国際先天異常監視研究機構クリアリングハウス年次会議に出席し、日本の現況について報告する。

4. 胎児異常診断調査の継続

昭和 60 年度以降胎児異常診断のアンケート調査を継続し、診断技術の進歩しつつある現在における胎児異常診断の現況を把握し、検討する。

5. 先天異常の発生因子及び予防また先天異常児のケア
先天異常の発生因子及び予防また先天異常児のケアに向けて、内外情報の収集と検討を行う。委員会にて適正なマニュアルを適宜作成し、医会ホームページ等に掲載、また、ホームページコンテンツの存在を日産婦医会報等で広報する。
6. 先天性代謝異常検査事業の実態把握
厚生労働省より、タンデムマス・スクリーニング法の積極的導入につき各自治体へ通知されたことに伴い、各都道府県の動向についてのアンケート調査（隔年で実施）を実施して実態を把握する。また、タンデムマス法導入に伴う問題点や検査陽性例への対応方法などの情報提供を行う。
7. インフルエンザ罹患（疑いを含む）妊産婦の実態把握
インフルエンザに関連した妊産婦及び新生児の予後についての実態を、継続して把握する。
- 8. 放射線の影響に関する調査
福島県主導の全県民調査に協力するとともに、福島県産婦人科医会の協力のもと、（1. 外表奇形等調査・分析の継続）の調査を継続することにより、原発事故後の影響を今後長期的に調査観察を行う。
9. 先天異常予防に関する啓発及び広報
風疹ワクチン接種や葉酸摂取の重要性の啓発の推進に関する広報の方策を続けて考案していく。
10. 厚生労働行政及び関連団体との協力並びに情報交換
母子保健推進のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本マス・スクリーニング学会、日本先天異常学会、家族計画関係団体、女性保健関係団体との協力、情報交換等を積極的に行い、母児を取り巻く環境リスク物質や先天性代謝異常疾患に関する情報を継続的に広報していく。
11. 委員会
以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

B. 研修部会

研修部会は、医療事故の防止、安全な医療を追求する視点に立つとともに、女性の一生に関わる診療科として、各世代の女性の様々な疾病に対して QOL も考慮した良質な医療情報を提供していくことを目標としている。そのためには、常に進歩していく医療の状況を収集しながら、求められる医療を的確に効率よく把握し、実践できるための研修企画や研修資料作成を常に行っていく必要がある。また、昨年発生した東日本大震災及び原発事故のように、会員だけでなく一般の人たちに対しても基礎知識や現実的対応に関する情報提供が必要な状況にも迅速に対応できるような体制を維持していく必要がある。

以上を踏まえた具体的事業として、研修資料（研修ノート）の作成、最新医療の紹介（日産婦医会報学術欄）、DVD を用いた資料の提供、医会ホームページや日産婦医会報等を用いた迅速な情報提供、日本産科婦人科学会学術講演会、日本産婦人科医会学術集会の生涯教育プログラムにおける企画、協力、並びに資料作成、産婦人科診療ガイドライン作成への協力を本年度も行っていく予定である。

平成 24 年度は以下の事業を行う。

1. 研修資料の作成

(1) 平成 24 年度研修テーマ

平成 24 年度の研修テーマについて、研修ノートの冊子及び DVD を作成する。

DVD には、冊子では提供できない動画や画像を数多く取り入れる。

研修ノートは、冊子・DVD とともに全会員に配布し、医会でも保管する。

1) 「最新 新生児のプライマリーケア」(No. 89)

執筆者：分担執筆（15 名）

診療手順を意識して、産科医の視点にたって構成する。

2) 「婦人科外来診療のための細胞診・組織診のすべて」(No. 90)

執筆者：分担執筆（13 名）

細胞診・組織診のピットホールまで言及し、写真を中心とした構成とする。

(2) 平成 25 年度研修テーマ

研修ノートの原稿執筆を従来より早めに依頼し、研修ノートの早期発刊をめざす。産婦人科医として知っておくべき臨床遺伝の基礎や遺伝疾患について、遺伝相談も考慮に入れた構成とする。

1) 産婦人科医の知っておくべき臨床遺伝学 (medical genetics) :

総論 (No. 91)

執筆者：未定

2) 産婦人科医の知っておくべき臨床遺伝学 (medical genetics) :

各論 (産科編・婦人科編) (No. 92)

執筆者：未定

2. 平成 26 年度研修テーマの選定

平成 26 年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

3. 生涯研修機会の充実に関する検討

会員のニーズ、研修の内容、研修の利便性（参加や研修のしやすさ）を生涯研修における３要素と意義づけ、それらを念頭においた研修の充実を図る。本年度も「研修スタイル」に焦点をあてた新たな研修方法の素材、研修資料のビジュアル化、また資料のデジタル化を行う。また、日本産科婦人科学会及び各部会とも連携し、広い観点から、研修テーマや研修資料などのアウトプットを構築していく。

具体的な活動計画として、

- (1) 第64回日本産科婦人科学会学術講演会へ参画・協力し、「生涯研修プログラム」の一環として医療安全に資する講演を企画する。また、第65回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」へ参画・協力の準備を行う。
 - (2) 日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会等の企画や研修資料の作成に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。
 - (3) 研修部会の刊行物としては、研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があり、将来を見据えてこれらをデジタル化し保存している。本年度も、研修ノート、研修ニュースのデジタル化保存を継続する。さらに、医会ホームページへの掲載、会員への配布及びその方法についても検討する。
- (4) 米国 ACOG の学術集会資料と研修資料を取り寄せ、研修のテーマや方法に関して、研究し、研修の在り方を学び、今後の参考にする。

4. 学術研修情報の提供

(1) 「研修ニュース」の発刊

昨今の医療状況の変化は早く、特に医事紛争にかかわる問題などは早急に対応しなければならないことが多い。研修ノートでは up-to-date な問題には即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。

(2) 日産婦医会報「学術」欄への協力

会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、本部会にて企画・検討した学術研修情報を、広報部会はじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術」欄に掲載する。

(3) 「小冊子」の監修・委託・発行

日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直した小冊子の監修、改定を行うとともに、販売を委託し、発刊する。

5. 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編 2011」の見直し及び「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編 2014」の発刊に協力

(1) 新規 Q&A 項目の追加・内容の見直し

(2) 各委員会（各5回程度）、各評価委員会（各2回程度）及びコンセンサス・ミーティング等を開催する（各1回程度）。

(3) ガイドラインの広報に努める。

6. 委員会

上記事業をするため、引き続き研修委員会を存置する。

Ⅲ. 医療部

A. 医療安全部会

産婦人科偶発事例報告事業、妊産婦死亡報告事業、産科医療補償制度の原因分析報告などから得られた問題点を整理し、安全な産婦人科医療の実現を目指し、積極的に情報発信する。また、医療事故調査・届出制度、医師法21条の改正に向けた検討等の事業を日本医師会や日本産科婦人科学会とも連携して推進する。さらに会員の医療安全に向けた生涯研修、発生事例への対応支援等を都道府県産婦人科医会と協働して実践する。また、産科医療補償制度の運営状況にも注視しつつ、見直しに向けた意見を集約し、要望を行う。

1. 医療安全対策

A. 事例収集及び解析事業

平成16年4月より実施の産婦人科偶発事例報告事業、及び平成22年1月より開始した妊産婦死亡報告事業を継続し、その充実、定着、並びに報告データの活用を図る。

- (1) 産婦人科偶発事例報告事業：平成23年事例より詳細な報告書式に改め、事例報告を受けている。この事例の集計を行うとともに、テーマを決めて原因分析、再発予防に結びつく解析を行い、再発予防に向けた問題点の抽出を行う。
- (2) 妊産婦死亡報告事業：妊産婦死亡事例情報を引き続き収集し、集積したデータは、厚労科研池田班「我が国の妊産婦死亡の調査と評価に関するモデル事業」の研究事業と協働して事例の症例検討を行い、再発予防のための問題点の抽出を行う。

B. 医療安全に向けた情報発信

- (1) 分娩監視装置モニターの読み方と対応の周知
昨年作成したポケットサイズの冊子が周産期の現場で活用されるよう、会員及びコ・メディカルに対し研修会等を通して周知する。
- (2) 母体安全への提言
妊産婦死亡報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を発信し、周知を図る。
- (3) 産婦人科偶発事例から抽出された問題点についての情報発信
産婦人科偶発事例報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を発信し、周知を図る。
- (4) 脳性麻痺防止に向けた広報活動：報告事例（産婦人科偶発事例報告、産科医療補償制度）の症例を医学的に分析し、再発防止に繋がる適正な内容の広報活動などを日産婦学会、日本医療機能評価機構と協力して行う。
- (5) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」掲載
広報部会、医療安全委員会委員等の協力を得て、掲載を継続する。
- (6) 関連情報の収集と情報提供
医療安全対策上の収集情報を分析、検討して、会員への情報提供を図る。

また、医療事故防止に向けて、必要な資料を適宜作成し、都道府県医会および会員に提供する。

C. 会員への支援

(1) 妊産婦死亡が発生した際の当該会員への支援体制を整備し、充実させる。

2. 医療安全に関わる事業推進について

(1) 第21回全国医療安全担当者連絡会の開催

平成23年分の偶発事例報告集計結果、妊産婦死亡事例の集計状況・結果、産科医療補償制度の運用状況など、時事にあったテーマを全国の担当者と共有し、産婦人科医療の安全性の向上にむけて努力する。

○ (2) 産科医療補償制度の状況把握

産科医療補償制度の見直しについて検討する。また、本制度に対する会員の理解を維持するため、その状況について都道府県産婦人科医会と会員に報告する。

(3) 喫緊の対応を要する課題（医療上の刑事訴訟、異状死届出、産科医療補償制度等）には、小委員会形式等で専門家も交えた機動的な対応を図る。

3. 医事紛争対策

(1) 支援要請（医事紛争事例）への対応：都道府県産婦人科医会で会員への支援システムを構築するように継続して要望するとともに支援する。また、要請に応じて、法律家も交えて都道府県産婦人科医会担当者とともに当事者への医学的、法律的な支援を図る。

(2) 鑑定人推薦依頼に対する対応：医会及び学会作成の「鑑定人候補者リスト」（内部資料・部外秘）を用いて司法当局の付託に応じており、本年度も継続して対応する。

(3) 結審事例（判例情報）の収集：第一法規出版の判例体系や情報誌等の購読を通じて判例情報の収集を図る。結審となった産婦人科訴訟事例の概要と判決内容などを解説した日産婦医会報「シリーズ医事紛争」の執筆にも活用する。

4. 継続（検討）事業

以下の事業を継続し、関連団体等と連携した対外的働きかけや会員への情報提供（日産婦医会報等）に活用する。

(1) より安全な産婦人科医療の検討

(2) 汎用されている「適用外使用」薬剤に関する検討

(3) 羊水塞栓症の血清検査事業（平成15年8月からの浜松医科大学協力事業）

5. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全委員会を存置する。

B. 勤務医部会

産婦人科勤務医の就労環境は徐々にではあるが改善されてきているようである。しかし、未だ十分なものとはいえない。平成23年度に本部会で行った産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査によれば、分娩取り扱い病院の数は4年前と比較して163施設減少した反面、1施設あたりの医師数は4年前より1.4人増加し、分娩の集約化が進んできている。実際、1施設あたりの年間分娩数は4年前より60.7件増加している。これに伴い、医師1人当たりの年間分娩数は減少してきているが、当直回数は横ばいであり、当直回数が多すぎると回答した施設は全体の38.1%、当直手当を不十分と感じている施設は72.5%に達している。また、日勤・夜勤の勤務が実現している施設は46施設（6.1%）にとどまっており、当直翌日の勤務緩和を導入している施設も21.6%にすぎない。

また、女性医師の割合は年々増加し、分娩取り扱い病院の女性医師は常勤でも36.6%となっており、そのうちの3分の1は妊娠中か乳幼児育児中である。したがって女性医師の就労支援や離職防止はますます重要になってきているが、その対策が十分になされているとは言えない状況が続いている。

これらの現状を踏まえ、本年度は勤務医のさらなる就労、待遇環境の改善、女性医師の就労支援、産婦人科専攻医師数の増加を目的として以下の事業を行う。

1. 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査

本年度も継続する。本調査の目的は、産婦人科医師不足に端を発する諸問題の解決に向けた議論のための基礎資料の提供である。本調査は全国規模の経年調査としては唯一であり、議論には必要不可欠の情報を提供する。これにより1次施設から高次施設にわたる分娩取り扱い病院における勤務体制や女性医師率等の経時的な変化を知ることができる。

産婦人科勤務医の待遇改善に関する調査は平成19年1月より開始し、本年度で6回目となる。女性医師の就労環境調査は平成20年度の第2回調査から行っている。各年度の調査結果は、医会の定例記者懇談会やその他のメディアを通じて社会に発信し、産婦人科医師不足に対する社会的関心の喚起・醸成に寄与してきた。しかし、分娩取り扱い施設数の減少に伴い、1施設あたりの分娩数・医師数は増加し、妊婦のリスクに応じた産婦人科医療の分業体制は整備されつつあるものの、当直回数は科別でいまだトップであり、妊娠中又は育児中の女性常勤医師の就労支援なしには当直の緩和は解消されないことも分かった。分娩取り扱い施設における女性医師の割合は常勤医師で36.6%、非常勤医師で43.0%と増加の一途を辿っている。産科医の処遇改善・常勤女性医師を職場に繋ぎ止めるための就労支援はいずれもまだ不十分であり、今後も継続的な努力が必要である。

2. 女性医師支援対策

医会ホームページ内の「女性医師支援情報サイト」を引き続き運営し、妊娠・出産・育児や介護における支援サービスの利用、キャリアアップのための方法などの情報を提供している。今後さらに情報を更新し、就業継続・復帰や再研修のためのサポートができるように内容を充実していく。また、女性医師メー

リングリストを開設し、身近にロールモデルがなく相談先がない場合にもメーリングリストを利用して支援情報を得られる体制を構築した。本年度は若手会員の登録をさらに増加させ、相談しやすいシステムとして運用していく。

産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査において、産婦人科女性医師の妊娠・育児中である者の割合や保育施設の利用数などについて解析した。乳幼児だけでなく学童期の子どもを有する場合には就業継続のための新たな問題が生じることなどを考慮し、年度ごとに設問を工夫して、必要な支援とその効果の解析を行っている。本年度もひきつづき調査を継続し、女性医師の離職防止と産科勤務医確保に必要な対策を検討する。

女性医師の能力発揮を促し、就業継続を可能にするのみならず、指導的立場となる女性医師を増加させるために、日本医師会、日本産科婦人科学会等の関連団体と共同しキャリア支援の環境を整備する。日本医師会女性医師支援センターの行う女性医師バンクや関連団体による再研修制度の動向を把握し、必要な情報を会員に提供していく。その他の関連団体（内閣府男女共同参画局、日本女性外科医会など）や各種研究機関（厚労科研など）との横断的な協力により、女性医師支援を推進する。

3. 日本産婦人科医会学術集会開催ブロック勤務医担当者懇話会

勤務医担当者懇話会を日本産婦人科医会学術集会時に、開催ブロック勤務医担当者を対象とし開催する。

○ 4. 「勤務医ニュース（JAOG Information）」の刷新と発行

勤務医の直面している問題点、その解決策、将来展望などについて広報するとともに、「女性医師が働きやすい病院」では女性医師支援に積極的な施設を紹介する。女性医師が働きやすい病院とはすなわち男性医師にも働きやすい病院であり、本年度はそこで働く男性医師の意見も掲載することで勤務医の待遇改善の取り組みの実例を提示し会員への情報提供を行っていく。他にも若い医師が関心を持つような誌面構成に努め、より多くの会員に役立つ情報を提供できるようにさらなる刷新を行う。

5. 勤務医委員会

勤務医部会の活動のため委員会を存置する。

C. 医療政策部会

現在、産婦人科医療において制度上様々な問題を抱えているのが現状である。本部会では、制度上の問題点を抽出・検討し、その対策について立案・提言を行うとともに、対応策について医会員に周知徹底し混乱の起きないような情報提供体制の構築を目指す。

また、医療政策に関する予期せぬ問題の発生時には、本部会が中心となって医会各部と調整しつつ解決を図るものとする。

1. 医会の公益法人化後の各都道府県産婦人科医会（旧支部）との連携体制強化

医会の公益法人化後、各都道府県産婦人科医会（旧支部）と更なる強固な連携体制を確立し、各地域で発生した本部会に関連した諸問題を共有するために、本部医療政策部事務担当者と全国各産婦人科医会事務担当者が相互に連絡を取り、情報収集と広報に努める。

2. 妊婦健康診査公費負担の継続要望と妊婦健康診査費用の全国一律化への要望

妊婦健康診査公費負担額については、現在多くの自治体が健診項目に対する単価積み上げ受診券方式で行っているが、妊婦さんの負担を少しでも軽くし、さらに妊婦健診公費負担の広域化がなされるように検討する。そして妊婦健康診査公費負担が安定的に提供されるよう財政支援を要望する。

妊婦さんが全国どの地域へ移動されても、公平平等の妊婦健康診査公費負担を享受できるためには、受診券を全国一律化へする方法が現実的である。そこでこの実現に向けた検討を継続し関係機関からの情報収集も行う。

さらに産褥期への支援も必要と認識し、分娩後2週間健診や分娩後1か月健診の公費負担の創設も関係機関へ要望する。

3. コ・メディカルが行う医行為についての検討

現在、急速に進む医療の高度化・専門化・細分化に伴い、医療の質の向上とチーム医療推進のために、コ・メディカルが行う医行為が重要な要素として議論されている。

本部会は医師以外の職種の行う医行為に対する日本産婦人科医会としての基本的姿勢を明確にし、その上で医会としての目線のみでなく国民目線にたって検討・提言を行う。

以上のことは、現在稼働している助産所の嘱託医契約にも大きく影響するため、昨年度に引き続き検討し、提言する。

さらに院内助産における様々な話題についても、各地各所の現状把握とそこでの産科医の関わり方を調査検討し、本部会としての提言を作成する。

○ 4. 有床診療所の新規開業における医療政策上の問題点の検討

新規に分娩を取り扱う有床診療所の開業に際して、安全・安心を担保するにはどのような医療政策を必要とし、どのような対応が可能かを検討する。

都市部と地方の環境に差はあるものの、医療政策上の問題点を明らかにして、

会員がより安全に新規に開業できるような環境を整備するための提言を検討する。

5. 喫緊の問題に対し、即時に対応できる体制の構築

産婦人科に関する医療制度に関して重要な問題が発生した場合は、即時に対応でき見解がまとめられる体制を構築し、執行部へ提言できるようにする。なお会員への周知については広報部会等関連部と協議する。

6. 関係各部及び関連諸団体との連携

医療政策部の事業に関連する諸問題については、医会内他関係部そして厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図る。

7. 委員会の開催

以上の事業を円滑に進めるために医療政策委員会を開催する。活動に当たってはメール等を活用し即時性を図る。

必要に応じて小委員会、部会を開催する。

D. 医療経営部会

質の高い医療サービスを提供するためには、経営的基盤の安定とコ・メディカル対策は不可欠である。そこで医療経営部会はこれらの課題について検討する事を目的とする。医会会員にとって、良質な医療を提供する上での経営的視点からの問題点は多岐にわたる。本部会は諸問題を可能な限り調査・分析し、解決の糸口を会員に提示し、医療政策部会と連携し実現を図る。

1. 医療と医業の項（日産婦医会報）の継続

医療と医業に関する原稿を会員の中から募集し、広報部会と協議の上で掲載する。

2. 有床診療所のかかえる諸問題について分析

平成 22 年度に行った調査をもとに有床診療所の抱える問題点の更なる分析を進め、会員に提言する。

必要であれば関連領域の追加調査を実施する。

3. 産婦人科医療機関の経営実態に関する分析と提言

平成 22 年度の実態調査については、平成 23 年度に分析し産科婦人科学会にて発表した。平成 24 年度は分析視点を「個」に変え再分析再検討する。

○ 4. Office Gynecology の収益に寄与する保険診療や自費診療請求上の改善点についての検討

Office Gynecology の収益に寄与する保険診療や自費診療請求上の改善点について、委員会で骨格を作り、医療保険部会等関連各部と協議の上、提言を行う。

5. 原価より算出した入院・分娩料の適正価格に関する調査

現在、入院・分娩に関わる費用は、地域の公的病院や周囲の医療機関との比較により決定されていることが多く、必ずしも適正価格とは言い難い。

「実態価格と適正価格の間に乖離があるのが現状で、その地域格差も大きいと考えられる。」そこで、安心・安全性を満たす指標（日産婦ガイドライン）を基に、医療機関の経営や分娩に関わる固定費（給与費、減価償却費、経費）や変動費（医薬品費、材料費、委託費）を算出する。得られた原価より地域性を踏まえた適正な入院・分娩費を算出し、会員に経営的基盤の参考として提供する。

更に調査結果を基に医療政策部と連携して今後の出産育児一時金の改定に対応する。

6. コ・メディカル関連事項への対応

(1) コ・メディカル充足状況調査

質の高い医療を提供するために協働するコ・メディカルの確保は重要である。

コ・メディカル充足状況調査を行いコ・メディカル確保に難渋している会

員に解決への提言に結び付ける。

(2) コ・メディカル生涯研修会の開催と各地域開催協力

広く産婦人科医療に携る人たちを対象として、医療・看護水準の維持向上を図る目的で、コ・メディカル研修会を開催する。平成 24 年度は平成 24 年 10 月 7 日（日）第 39 回日本産婦人科医会学術集会（奈良県）と並行して開催予定。

各地域においてコ・メディカル対象の講習会を開催する場合、協力する。

○ 7. 東日本大震災が産婦人科医療経営に及ぼした影響について調査・分析

東日本大震災の被災地域を中心とした産婦人科医療機関経営上受けた影響を調査・分析し、それから立案された震災対策の費用を計算して、改めて医療経営の必要経費として算定するよう提言する。

8. 委員会の開催

以上の事業を円滑に進めるために医療経営委員会を開催する。活動に当たりメーリングリスト等を活用する。

必要に応じて小委員会・部会を開催する。

E. 医療保険部会

本年度は、診療報酬の改定による対応（新点数早見表、医療保険必携の改訂等）をメインに、①会員への情報提供、②平成22年改定で抽出した要望事項（外来診療、勤務医の直接的な待遇改善、無床診療所対策等）の活用、③改定された場合の評価調査などを交えて、適切なる診療報酬点数の配分に向けて活動する。

関連団体（日本医師会、日本産科婦人科学会、産婦人科関連学会、外保連、内保連等）との連携のもと、収集情報の分析を通じた行政への提案や交渉を継続し、会員に有益かつ適切な診療報酬の確保に向けて事業を行う。

1. 産婦人科診療報酬の適正化へ向けた活動

診療報酬改定へのプロセスも様変わりつつある中、産婦人科医療における最善の診療報酬点数のあり方を検討し、施設の機能分担と特徴を活かした適正な産婦人科診療報酬の確保を目指して、関係当局への意見具申を図る。

○ 2. 会員への刊行物の作成とその提供

診療報酬点数の改定に際しては、以下の刊行物を作成し、会員に提供する。発刊方法（医会ホームページや日産婦医会報の利用等）や、昨年度委員会での意見などを参考に、費用対効果の観点も踏まえて対応する。

(1) 医療保険必携の改訂

既刊の医療保険必携はいわゆる“青本”の主要部分の抜粋に加え、産婦人科診療における重要と考える部分をトピックスとしてまとめて作成されている。今回の改訂にあたっては、青本に記載されている全科的な部分は省略し、産婦人科に特化した内容に充実させ、項目を整理して会員にとって見やすく有用性の高い冊子となるように編集を行う。

(2) 産婦人科社会保険診療報酬点数早見表

発刊方式も考慮しながら、診療報酬点数が改定された際は、早急に「新点数早見表」を作成し、会員に提供する。

○ 3. 診療報酬改定の評価・分析と次期改定へ向けての対応

診療報酬点数が改定された際は、改定内容が会員にメリットがあったかどうかを調査・検証し、低評価の項目は、問題点を分析して次期改定での適正化を図る。

4. ブロック会や都道府県医会担当者との連携

(1) 医療保険に関するブロック協議会や各都道府県産婦人科医会研修会への協力

医療保険事業の活動推進のため、要請に応じてブロックや都道府県産婦人科医会の協議会や研修会に協力し、診療報酬点数表の解釈や運用上の疑義に速やかな対応を図る。

○ (2) 全国医会医療保険担当者連絡会

診療報酬点数の改定はもとより、点数の運用や留意事項への周知徹底を図るため、全国医会医療保険担当者連絡会を開催する。

- (3) 医療保険に関する問題で、特に周知徹底を必要とする事項は、随時都道府県産婦人科医会の担当者を通じて会員の研修を企画する。
 - (4) 診療報酬の適正化に向けた提言、要望をブロックや都道府県から収集する。
5. 疑義解釈に関する解説と会員への伝達
- 疑義解釈に関する解説と会員への伝達は、日産婦医会報や医会ホームページ、又は医療保険のブロック協議会、都道府県研修会などの場を活用して行う。
- (1) 医療保険運用上の疑義に関する解説、指導を図る。
 - (2) 診療報酬点数運用上の疑義については、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会に諮り検討する。
 - (3) 新たに発出された通達等で、重要なものは速やかに会員に伝達する。
 - (4) 以上の主要な医会見解、伝達事項は年度末に特集形式で日産婦医会報に掲載し、その周知徹底を図る。
6. 診療報酬点数における Office Gynecology への支援
- 医会各部はもとより、日本産科婦人科学会社会保険委員会の協力を得て、診療報酬面から Office Gynecology への支援を図る。
- 昨年度の超音波検査算定の実情調査を、本年度集計・分析し、適応拡大や適切な診療報酬の確保に向けた要望を整理する。
7. 関連諸方面との連絡折衝
- 産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、日本医師会、厚生労働省、日本産科婦人科学会、外保連、内保連など関係諸団体との連絡折衝を図る。
8. 委員会
- 医療保険委員会を存置する。また、必要に応じ医療保険小委員会を開催する。

IV. 事業支援部

A. 女性保健部会

女性の健康は、家族や社会に直接大きな影響を与え、女性の心身の障害は、社会的、経済的に甚大な損失を招く。本部会では、女性のライフステージに沿った健康課題に対して、産婦人科医の日々の診療に有益な情報提供や啓発を行い、広く社会に貢献することを目的としている。活動として、学齢期の女子にかかわる性教育の問題やあり方を指導する性教育指導セミナーを毎年開催するとともに、女性のライフステージを思春期・性成熟期と更年期（高齢期を含む）の2群にわけて、その中から産婦人科医療に必要な調査や検討などを行うべく、今年度は特に、学童期・思春期の学校保健を中心に、以下の事業を展開する。

1. 日本産婦人科医会「性教育指導セミナー」全国大会の開催

開催担当都道府県との連携・支援、セミナーのあり方検討（開催方式、内容等）、担当都道府県誘致とセミナーの集録作成を継続する。

(1) 第35回（開催担当：福井県）

開催予定：平成24年7月29日（日）

アオッサ福井県民ホール（福井市）

メインテーマ：いまの性教育のあり様をみつめ、どうすべきか考えよう！

(2) 第36回（開催担当：福島県）

開催予定：平成25年

(3) 第37回（開催担当：滋賀県）

開催予定：平成26年

(4) 第38回（開催担当：広島県）

開催予定：平成27年

(5) 第39回開催都道府県の誘致

2. 思春期・成熟期

この時期に大切な問題点を抽出し、社会的な啓発と対応を図る。

○ (1) 「学校医に必要な産婦人科マニュアル」の作成

学校医は内科医（小児科医）、眼科医、耳鼻科医から構成されているが、子供の健康を守るためには、他の専門性を持った医師の協力が必要である。平成20年度からの文科省の事業「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」およびその4年前からのモデル事業を含めて、従来の健康診断や検診事業に加えて、子供たちには、精神科医（こどもの心の発達や不登校などへの対応）、整形外科医（スポーツ外傷や運動をしない子供たちへの対応）、皮膚科医（アトピーをはじめとするアレルギー疾患への対応）、産婦人科医（命をはぐくむこと、望まない妊娠や性暴力などへの対応）の協力が必須であることが認識されてきた。そのため、上記診療科の学会や医会では、生涯研修の中に、学校保健に関するテーマを組み込んだり、学校医が知らなくてはならない要項や対応などを冊子として作成している。また、これらの冊子を学校医の関連団体や日本医師会学校保健委員会へ送付し、学校医に対して理解を促し、学校医での対応の範囲を超えた場合は、専門医への紹介や専門医を

学校での健康教育へ招聘するよう啓発している。しかし、産婦人科に関しては、これらの対応が不十分である。以上のことから、日本医師会学校保健委員会からの要請を受ける形で、学校医に知っていて欲しい学童期・思春期産婦人科マニュアルの作成準備を行う。一方で、学校保健の場に性教育がいかに必要であるかを啓発していく。

- (2) 「産婦人科医に知っていてほしい学校保健と学校医の職務」の作成について、検討する。

今後、学校医に産婦人科医が加わることを想定し、学校保健および学校保健安全法などについての理解をしていただくために、上記のわかりやすい冊子などを作成することについて、検討する。

- (3) 性教育講演用スライド「思春期って何だろう？性って何だろう？」への対応

バージョンアップなどスライドの整備や活用に向けた対応を継続する。

- (4) 「性犯罪被害者診療チェックリスト」(平成 23 年度作成)の周知と活用
「産婦人科における性犯罪被害者対応マニュアル」(平成 20 年 6 月発刊)と合わせて、チェックリストの活用を周知するとともに、現場からの声を受けて修正するなどリニューアルに努める。

- (5) 性犯罪被害者への公的な医療支援に関する対応

- 1) 調査事業の活用

平成 23 年度に実施した「性犯罪被害者への公的な医療支援に関する第 3 回調査」の結果をまとめて報告書を作成する。

- 2) 「女性保健(拡大)部会」の活用

性犯罪被害者支援にあたっている警察関係者、医療従事者などとの意見交換の場を本年度も設ける。

- (6) 緊急避妊法の適正使用に向けた周知と啓発

平成 23 年度に承認された新しい緊急避妊薬を正しく使用していただくための啓発を図る。

- (7) 低用量 OC の動向把握と啓発

避妊薬としての OC だけでなく、子宮内膜症や月経困難症の治療薬である低用量 EP 剤の効果的な活用を図る。

- (8) 対策・支援の継続事業

- 1) 性感染症予防対策：女性への啓発を目的に HIV や STI 等の有用な情報を会員向けに提供する。
- 2) 不妊：不妊症診療における primary consultation の実施に向けて、会員や不妊専門相談センターの活動を支援する。
- 3) 児童への健康教育参画(学校医・学校協力医)に向けた支援
- 4) 児童虐待防止：医会母子保健部会とともに厚生労働省の児童虐待防止に取り組む。

3. 更年期

生活習慣病や HRT を中心に検討し、健常者も含めた対応や支援を図る。

- (1) 既刊資料 4 点の利用促進と活用

以下の 4 資料の利用促進を図る他、新たな視点からの資料作成にも活用する。

- 「産婦人科医のための生活習慣病マニュアル」(H19.3刊)
「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル(2007 抜粋)」(H20.3刊)
「産婦人科医のためのホルモン補充療法(HRT) Q&A」(H21.3刊)
リーフレット「ホルモン補充療法(HRT)の実際」(H22.3刊)
- (2) HRTについての啓発と情報提供
up-to-dateな有用情報の収集に努め、HRTへの社会的な啓発と会員への情報提供を小冊子・医会ホームページ等を通じて行う。
- (3) 特定健診・特定保健指導への協力と対応
平成20年4月からの特定健診・特定保健指導への協力の他、会員が積極的に関与できるよう、具体的な対応策や指導指針などの検討を継続する。
4. 会員と患者とを結ぶ小冊子の作成
本年度もテーマを選定し、関連各部の協力を得て、作成の継続、監修を図る。
この中に、OCやHRTのup-to-dateな有効情報や安全で有効なホルモン剤の使用のためのチェックシート等を盛り込む。
5. 女性保健(産婦人科医療)の一般社会への働きかけとその対応
産婦人科医を女性のprimary careを担う専門医として、一般女性への適切な医学的知識の提供と産婦人科医療への理解・啓発を図るため、女性の健康週間や女性保健向上に向けた公開講座(日本産科婦人学会と合同で実施)等の活用(参加や支援)と、関連の諸団体や業界等との協調などを通じて、社会的なアピールに努める。
6. 虐待防止事業への協力
厚生労働省や日本医師会、医会母子保健部会と連絡し、円滑な事業推進に資する。
7. 関連諸団体との連絡提携
各省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進に資する。
8. 委員会
以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を存置する。

B. がん部会

婦人科がん検診の基盤である厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」、並びに関連学会等の動向に注視し、諸団体との連携を保持しながら本年度も事業を展開する。

とくに、昨年度発行した「子宮頸がん検診リコメンデーション」をもとに、都道府県産婦人科医会の各会員が自治体との交渉を行うための支援活動を推進する。

1. 精度の高いがん検診の普及と啓発活動

- (1) 昨年度、がん対策委員会で作成した「子宮頸がん検診リコメンデーション」の普及、とくに細胞診検査と HPV-DNA 検査の併用検診の普及を図るために実践的活動を行う。具体的には、医会会員や地方自治体の要望に添って、がん対策委員会委員・役員による内容の周知と啓発活動を実践する。
- (2) ベセスダシステム報告様式への統一（平成 25 年度以降、“ベセスダシステム 2001 準拠子宮頸部細胞診報告様式”に統一）を図るための、周知徹底に務める。
- (3) 必要に応じて HPV-DNA 検査の Q&A の作成を行う。

○ 2. 子宮頸がん予防法案の成立に向けての働きかけ

公明党が中心となって推進している子宮頸がん予防法案では、HPVワクチンの接種と、子宮頸がん予防検診（細胞診と HPV-DNA 検査の併用検診）の実施を全額公費助成とすることが柱となっている。この法案の成立に向けて、がん部会では医療政策部と協力し、関係方面へ強く働きかける。

3. HPVワクチン普及と子宮頸がん検診受診率向上に向けての啓発活動

HPVワクチンの接種率向上のため、また子宮頸がん検診受診率向上のための啓発活動を引き続き展開する。

4. 乳がん検診指導医の育成

産婦人科医のマンモグラフィ読影医の育成、乳がん検診積極的参入のため、マンモグラフィ読影に関する講習会を開催する。さらに、今後導入予定の乳房超音波検診に即応するため、乳房超音波読影医の育成を支援する。

○ 5. 子宮体がんスクリーニングの普及と啓発活動

激増している子宮体がんスクリーニングをするために、子宮内膜細胞診・経膣超音波検査などの普及に向けての啓発活動などを行う。

6. 第27回全国がん対策担当者連絡会の開催

HPV-DNA検査を併用した精度の高い子宮頸がん検診の推進、“ベセスダシステム2001準拠子宮頸部細胞診報告様式”統一、乳がん検診の進め方など、婦人科がんならびに検診を取り巻く諸問題について各地域担当者と活発な情報交換を行う。

7. 調査事業

検診動向や状況把握のため、必要に応じて他団体との協力のもと調査を行い、検討資料の入手を図る。

- (1) 厚生労働省「女性特有のがん検診事業」（平成23年分）による検診受診率の向上等に関する実態調査を「子宮頸がん征圧をめざす専門家会議（通称：ゼロプロ）」と協力して行う。
- (2) 子宮頸がん予防ワクチンの接種状況（平成23年分）、特に公費負担による接種の実態調査を「ゼロプロ」等と協力して行う。
- (3) 「産婦人科医による乳がん検診の実態」に関する集計・分析
産婦人科医の乳がん検診への関与状況把握ため、日本産婦人科乳癌学会と協力して、同学会の収集データを集計、分析する。

8. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が婦人科がん検診事業の円滑化につながるため、厚生労働省、諸学会（日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦人科がん検診学会、日本産婦人科乳癌学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等）、諸団体との密接な連携を行う。また、行政施策（健康日本21 他）や日本医師会事業（かかりつけ医等）、等の諸団体事業への協力、及び職責者派遣（委員・役員等）を通じて、検診事業における産婦人科の基盤強化を図る。

9. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

C. 母子保健部会

周産期医療を取り巻く厳しい環境はいまだ改善の兆候が見られず深刻な状況にある。日本の母子保健を担うべき我々は、早急に解決策を求めなければならない。

母子保健部会では、「安全性が確保された魅力ある周産期医療」の構築を最優先課題に掲げ、効率的な自己研鑽プログラムを検討し、さらに良好な産科医療システムの実現に向けて努力する。この状況を踏まえて以下の事業を行う。

1. 産前産後の予防接種の推進および産後母児健診対策に向けての調査
感染症による先天性疾患や院内感染の予防という観点から、産前産後の予防接種を推進するため、アンケート調査を踏まえた方策を検討する。
また、妊婦健診の補助が産後の母児健診に適応されない実態とその弊害について調査し、早期実現をめざし活動する。
2. ウイルス感染に関わる諸問題の検討
厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「HTLV-1 母子感染予防に関する研究：HTLV-1 抗体陽性妊婦からの出生児のコホート研究」に分担研究として参画し、各都道府県産婦人科医会の協力を仰ぎ、小児科とも連携を図り、母子感染の予防と出生後の児の予後調査、児のフォローアップの状況を把握する。
また、風疹・麻疹等のウイルス感染に関わる諸問題を検討するため、必要に応じ調査を行う。
3. 新生児聴覚スクリーニング検査の実施
各都道府県産婦人科医会に推進を呼びかけ周知に努めるとともに、施設間でばらつきがある検査の方法や値段等について調査し、厚生労働科学研究子ども家庭総合研究事業「新生児聴覚スクリーニングの効率的実施および早期支援とその評価に関する研究」成果を参考に適切な方策を検討する。
4. 総合周産期母子医療センター／地域周産期母子医療センター／NICU に関する諸問題の検討
周産期母子医療センターシステムが効率的に各地域の母子保健に役立っているか調査し、適切な一次施設との連動・後方支援システムの早期構築の実現に向けて活動する。
5. 新生児蘇生技術の習得に向けての講習会支援
新生児蘇生プログラムの2010年アップデートに準拠し、インストラクターのアップデート講習会を必要に応じ開催し、また、各地域で開催する新生児蘇生法講習会に対し支援を行う。
6. 児童虐待防止対策
医会の重点事業として位置付けており、当部会としても厚労省・虐待防止対策室と協力して、「妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業」の

推進に努める。

7. 「健やか親子 21」事業の推進

課題2「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援」に関する幹事団体として本事業を推進する。

8. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会等との協力、支援、情報交換を行う。

9. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

V. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金基金の事業委託を受け、連絡室としては都道府県産婦人科医会の献金担当者の意見を聞き、協力体制の確立に努める。

1. 全国献金担当者連絡会を開催する。
2. 連絡会準備打ち合わせ会を開催する。

以上の活動の円滑な遂行のため、献金連絡室を存置する。

